

特集

新型コロナウイルス感染拡大に対する社会福祉協議会の取り組み

生活にお困りの世帯に対しての特例貸付

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業や失業で、生活資金にお困りのかたへ
社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業や失業などにより生活資金でお困りのかたに向けた緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を、3月25日から7月31日まで実施しています。

※状況によっては、期間を延長する場合があります。その場合は、本会WEBサイトにてお知らせします。

■緊急小口資金(一時的な資金が必要なかた[主に休業されたかた])

緊急かつ、一時的に生計の維持が困難となった場合に生活費用の貸し付けを行います。

対象者

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入に減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額 20万円以内

据置期間 1年以内

返済期間 2年以内

連帯保証人 不要

利子 無利子

■総合支援資金(生活の立て直しが必要なかた[主に失業されたかたなど])

生活再建までの間に必要な生活費用の貸し付けを行います。

対象者

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、収入の減少や失業などにより生計維持が困難となり、生活再建までの生活費を必要とする世帯。

※本資金は、緊急小口資金【特例貸付】と同じ時期に借り受けることは出来ません(緊急小口資金を利用した後に、収入減が続く場合や失業などとなった場合に、総合支援資金を申請することは可)。

貸付上限額 (単身世帯)月15万円以内
(2人以上世帯)月20万円以内
貸付期間は原則3ヶ月以内

据置期間 1年以内

返済期間 10年以内

連帯保証人 不要

利子 無利子

緊急小口資金及び総合支援資金の申し込みに際して必要な書類など

①本人確認書類(いずれか1点)

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート、住基カード、在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍のかたは必須)

②新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類【減収の場合】

収入減前と後の給与明細、または給与の振り込まれている口座明細、就業先の休業等が確認できるもの

【失業の場合】

離職票、退職時の源泉徴収票など

※上記の書類は「収入の減収状況にかかる申立書」を記入する際の資料となります。